

[商事判例研究] 株主総会招集通知を発送した後、 会議場所と時間の変更は違法でないとした事例（大 阪地裁令和2年4月22日決定資料商事435号143頁）

著者	龍 鉄
雑誌名	法学
巻	86
号	1,2
ページ	163-174
発行年	2022-09-30
URL	http://doi.org/10.50974/00135793

商事判例研究

東北大学商法研究会

株主総会招集通知を発送した後、会議場所と時間の変更は違法でないとした事例

大阪地裁令和2年4月22日決定資料商事435号143頁

【事実の概要】

X（債権者）は、A株式会社（以下「A社」という。）の1万2800株（保有割合約0.002%）を有する株主兼取締役である。Y（債務者）は、A社の代表取締役である。A社は公開会社であり、決定文で認定されていないものの東証第一部上場会社である。

令和2年3月5日（本件日付の年は全て令和2年であるから、以下は年を省略する。）、A社の取締役会は、4月23日午前10時にA社の第69回定時株主総会（以下「本件定時総会」という。）を招集することについて決議した（以下「本件定時総会招集決議」という。）。Yは、4月1日、本件定時総会招集決議に基づき、本件定時総会の招集通知などに記載された情報に関する電磁的記録をA社のウェブサイトで公表した。本件定時総会の日時は「2020年4月23日（木曜日）午前10時により」、場所は大阪市にある「ウェスティンホテル大阪 2階 ローブルーム」（以下「ホテル大宴会場」という。）と記載されていた。

4月6日、Yは、A社の代表取締役として、株主に対して、本件定時総会の招集通知に関する書面を発送した。招集通知において、「本定時株主総会運営に変更が生じた場合には、以下のウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際にはご確認ください。」という一文が明記されている（以下「変更に関する記載」とする。）。

その後、新型コロナウイルス対策で緊急事態宣言がされ、大阪府知事は、床面積合計1000m²を超えるホテル又は旅館の集会の用に供する部分等一定施設に対して、4月14日から5月6日までの間、基本的に休止を要請した。これにより、4月23日、ホテル大宴会場での本件定時総会開催は事実上困難となった。

そして、Yは、4月15日、A社の代表取締役として、本件定時総会の開催場

所をホテル大宴会場から北隣にある本社入居ビル 35 階空きフロア（以下「35 階空きフロア」という。）、開始時刻を午前 10 時 30 分に変更し（以下「本件変更」という。）、「第 69 回定時株主総会 開催場所・開始時刻変更等について」と題する電磁的記録を A 社のウェブサイトで公表した。その理由は次のとおりとされていた。4 月 23 日開催予定の本件定時総会の開催場所としたホテルより、場所の提供が困難であるとの通知を受けた。しかし、株主への期末配当金の支払や取締役・監査役の任期満了に伴う選任等は、法令に基づき本件定時総会での決議が必要である。また、本件定時総会を延期した場合は、株主及び A 社の経営に重大な影響が生じるおそれがあるので、できる限りの感染防止策を実施することを前提として、開催場所・開始時刻を変更し、本件定時総会を開催する。

X は、4 月 16 日、本件変更が招集手続に関する法令に違反した Y の違法行為であり、本件変更を前提に 35 階空きフロアで本件定時総会を開催することは、Y の A 社に対する善管注意義務違反の違法行為であるとして、会社法 360 条に基づく差止請求権を被保全権利として、大阪地裁に対し、本件定時総会の開催禁止を求める仮の地位に基づく仮処分命令の申立て（民事保全法 23 条 2 項）をした。

本件の争点として、①招集通知後に株主総会の日時及び場所の変更は違法であるか、②取締役会決議によらないで株主総会の日時及び場所の変更は違法であるか、③本件変更を前提とした本件定時総会開催は Y の善管注意義務違反に該当するかの三つにある。本稿では、紙幅の関係上、①と②だけを取り扱うことにする。

【決定要旨】申立却下

i 「会社法上、株主総会を招集するに当たり、取締役会で定めた会社法 298 条 1 項所定の事項を変更しようとする場合の要件や手続につき、明文の規定はない。X の主張によれば、一旦取締役会決議で本件定時総会の日時場所が決められた以上、これを変更するには改めて取締役会の決議が絶対に必要であり、そうでない限り、どのような理由があり、また、どのような措置をとろうとも、変更はそれ自体違法であり、流会以外に選択肢はないという帰結となると思われる。

もっとも、X の主張を出発点としても、本件定時総会招集決議を執行すべき Y その他 A 社の代表取締役の権限の範囲は、本件定時総会招集決定の合理的解釈によって画定されるものというべきである。招集通知…の最初の頁には、新型コロナウイルス感染症への対応として、『本定時株主総会運営に変更が生じた場

合には、以下のウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際にはご確認ください。』という一文が明記され、参照先の URL が記載されていたのであるから、本件定時総会招集決定は、新型コロナウイルス感染症の動向いかんによっては定時株主総会の運営に変更があり得ることを前提としていたことが明らかであり、変更をおよそ許容しない趣旨と解することはできない。」

ii 「前項に説示したところによれば、Y 限りで株主総会の日時及び場所を変更することの可否等も、本件定時総会招集決議の解釈により決せられることとなる。もとより、本件定時総会招集決議を執行するに当たり、株主の議決権行使が妨げられることとなるような恣意的な変更を許容する趣旨と解することはできないが、少なくとも本件のように、Y が、当初予定していたホテル大宴会場の使用が事実上不可能になったこと…に伴い、代替会場として、隣接する高層ビルの 35 階をフロアごと確保し、これに伴い、35 階空きフロアへの移動時間を考慮して開始時刻を 30 分繰り下げる範囲で本件定時総会の開始時刻及び場所を変更するとどまる本件変更は、本件定時総会招集決議の執行の域を逸脱するものとははいえない。」

【研究】

I 本決定の意義・構造

本件は、株主総会招集通知の発送した後、新型コロナウイルス感染対策で緊急事態宣言がされ、これにより招集通知に記載された開催場所が事実上使用できなくなり、新たな取締役会決議を経ることなく株主総会の開催場所と時間を変更したことが違法であるかどうか争われた事案である。会社法において、会社法 298 条 1 項所定の事項を変更する要件や手続などは規定されていない。本件の問題は、招集通知の発した後の総会開催場所・日時の変更の可否（以下「変更の可否」という。）と、変更の手続として取締役会決議を要するか（以下「変更決議の要否」という。）の二つにある。

本決定は、変更の可否の問題について、本件では招集通知の発した後であっても総会の開催場所・日時の変更は可能であると判断した。変更決議の要否の問題に対して、本決定は、本件総会招集決議の解釈から、本件変更が株主総会招集決議を執行する代表取締役の権限の範囲を逸脱するものではなく、新たな取締役会決議を必要ないと判断した。

本決定に関して、取締役会決議の委任により、代表取締役限りで総会開催場

所・日時を変更する権限を有すると理解することができる。この意味で、本決定は初めての判断として、総会実務において意義を有する。

II 過去の裁判例の分析

本件のように総会開催場所・日時の変更が違法であることを理由として、総会開催の差し止めを求める裁判例が見つけなかった。招集通知後の開催場所・日時の変更について、事後的に総会決議の瑕疵問題として、東京地判昭和30・7・8(裁判例①)⁽¹⁾、水戸地判昭和35・9・30(裁判例②)⁽²⁾、広島高判昭和36・3・20(裁判例③)⁽³⁾、大阪高判昭和58・6・14(裁判例④)⁽⁴⁾の四つの事案がある⁽⁵⁾。これらはすべて、本件と異なり、総会開催の当日に開催場所・時間を変更した事案である。

これらの裁判例から、一定の場合には総会招集通知の発した後の開催場所・日時の変更が認められるという傾向がみられる。以下、変更の可否および変更決議の要否に分けて検討する。

1 変更の可否について

過去の裁判例では、正当な理由又はやむを得ない事情がある場合、株主の総会の出席機会を確保するために通知・誘導など万全な措置がとられていれば、総会開催の当日であっても、開催場所・日時の変更は可能だとされてきた。開会遅延(事実上の時刻変更)の特別な場合にも、社会通念上から見て是認できる程度の遅延は可能である。

裁判例①は、一旦総会が開催され、総会により延会が決議された場合、延会の開催場所・日時の変更の可否が争われた事案である。同判決は、変更の可否について招集手続と同じ手続をもって変更可能であると判断している。そして、株主総会が延会を決議した場合は、招集手続の場合と同じく、延会の場所・日時を決めるものである株主総会だけが変更可能である。たとえ総会の招集権者であると

(1) 下民6巻7号1361頁。

(2) 下民11巻9号2041頁。

(3) 下民12巻3号569頁。

(4) 判タ509号226頁、金判690号39頁。

(5) なお、組合に関する組合総会の開催場所の開催当日の変更の可否を争った事案として、福岡地判昭和57・3・30合併無効確認請求事件(金判650号36頁)がある。当該事案において、裁判所は、開催場所の変更が正当な理由があり、株主に変更の旨を適切に周知したと判断し、開催場所の当日変更が違法ではないとした。裁判例③と同じ考え方である。

しても、これを変更できない。その理由は、総会が延会を決議した場合、延会の場所・日時を決めるのは招集権者ではなく、総会自身であるからである。開催場所がやむを得ない事情により使用不能な場合は、流会しかないと判断した。

裁判例②は、総会開始時刻の遅延の可否が争われた事案である。同判決は、総会開始時刻の遅延について、社会通念上から見て、是認できる程度の遅延は可能であると示した。しかし、長時間の遅延は、株主の総会出席を困難にするから招集手続の瑕疵となると判示した。同事案では、3時間以上の長時間の遅延であるから、総会決議に瑕疵があると判示した。

裁判例③は、総会決議の瑕疵を否定し、総会場所の変更が有効であると認めた事案である。同判決は、招集通知において総会の開催場所を指定するのは、株主の総会出席機会を確保するためであり、特定の場所そのものに特別な意味を持たないと判断した。そして、開催場所を変更するについて正当な理由があり、かつ変更について相当な方法で株主に知らせている場合は、開催場所の変更ができると解している。同事案では、招集通知に指定された場所が狭いという変更が相当である理由がある。そして、開催場所の変更につき、指定会場の前に開催場所の変更との旨の掲示をだし、役員に依頼して来場する参加者に開催場所変更の旨を伝達し、新会場にも同様掲示をだし、新会場前に案内人を手配するなどの措置を取った。これらの事実から、同事案の変更は適法であると認められた。

裁判例④は、裁判例③と反対に、総会決議の瑕疵を肯定し、総会場所の変更が違法であるとした事案である。同判決は、株主総会の開催場所・日時が招集通知に記載され、会日の二週間前に株主に対して発送する趣旨は、株主の総会出席機会の確保に重要な意義を有することであると判断した。そして、招集権者による総会開催の直前の変更は、やむを得ない事情がある場合以外には許されないと解している。同事案の会場変更は、やむを得ない事情がある場合の変更ではない。さらに、株主の総会出席機会を適切に保護していない。これらのことから、同事案の変更は不適法であると判断された。

2 変更決議の要否について

過去の裁判例において、取締役会決議⁽⁶⁾を経ずに代表取締役が行った総会開催場所・日時の変更の効力が争われた事案は見つからなかった。だが、取締役会決

(6) 取締役会決議の要否は、非取締役会設置会社において、複数取締役がいる場合には、取締役の過半数の決定を要するか否かに置き換えて考える。以下、同じである。

議に基づかず代表取締役が行った招集撤回の効力が争われた事案がある（東京地判昭和38・12・5（裁判例⑤）⁽⁷⁾）。

同判決は、代表取締役が取締役会決議を経ずに行った招集撤回の通知は不適法であるが無効ではないと判示している。その理由は、通知の名義人が代表取締役である場合、株主が適法な撤回であると信じるのが通常であるからである。

総会開催場所・日時の変更の場合、同判決の判断と同様な理解とすることができる。

これに対して、裁判例①は、前述のとおり総会開催場所・日時の変更手続について招集手続と同じ手続が必要であると判示している。裁判例①の判断からすれば、総会の開催場所・日時を変更できるのはこれを決定したものだけである。従って、取締役会決議を経ずに代表取締役が場所・日時の変更に関する通知をした場合は、当該変更は無効になる⁽⁸⁾。

以上によれば、過去の裁判例は、変更決議の要否について、基本的には必要であるという立場を取っているといえる。しかし、取締役会決議のない場合の変更の効力については一致していないように見える⁽⁹⁾。

Ⅲ 従来の学説

総会開催場所・日時の変更についての学説は、過去の裁判例に沿って決議の瑕疵の問題として議論されている。本件のように差し止めの議論は見当たらない。以下では変更の可否と変更決議の要否についての学説を検討する。

1 変更の可否に関する学説

招集通知の発した後に正当な理由またはやむを得ない事情があるときは、株主に変更事項を適切に周知させ、誘導について万全な措置が取られている場合、変更可能であるというのが通説の立場である⁽¹⁰⁾。総会当日の変更も同様である⁽¹¹⁾。

(7) 下民14巻12号2418頁。

(8) 当該事案は、変更前の会場・日時と変更後の会場・日時で別々の決議がなされた事情がある。裁判所は変更前の場所・日時でなされた決議を不存在と認める代わりに、変更後の場所・日時でなされた決議を取消すと判断したと理解することもできる（鈴木竹雄「判批」商事判例研究6巻（1962）61事件308頁）。

(9) 裁判例①は前述注（8）のような事情があるから、本当は裁判例⑤と同じ立場であるのかもしれない。

(10) 大森忠夫＝矢沢惇『注釈会社法（4）株式会社の機関』（有斐閣、1968）41-42頁〔境一郎〕、高島正夫『会社法』（慶応通信、1978）135頁、神崎克郎『会社法詳説』（中央経済社、1984）178頁、本間輝雄ほか『会社法』（青林書院新社、1984）126頁、蓮

延会や継続会の場合、学説は、裁判例①の判断を批判し、やむを得ない事情がある場合、周知・誘導につき万全な措置がとられていれば変更可能であると解している⁽¹²⁾。

正当な理由とやむを得ない事情については、招集通知が発されたあと、予定した場所が火災などによって物理的に使用不能となった場合、会場が貸主から解約された場合、予想外に多くの株主が出席して予定される会場の使用が困難となる場合などが挙げられている⁽¹³⁾。

だが、正当な理由のない場合であっても、招集通知の発した後、開催場所・日時を変更し、その変更について万全な措置がとられた場合は、取締役の責任の問題に留まり、決議の効力を左右しないとの見解もある⁽¹⁴⁾。

これに対して、総会当日の開催場所の変更について、株主全員の了承のない限り、やむを得ない事情がある場合以外の変更は総会決議の瑕疵となるとする見解がある⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾。

井良憲ほか『講義会社法』（青林書院新社，1984）157頁，大隅健一郎＝今井宏『会社法論 中巻〔第三版〕』（有斐閣，1992）31頁，森本滋『会社法』（有信堂高文社，1993）199頁，上柳克郎ほか『会社法 第6版Ⅱ商法講義』（有斐閣，1998）22頁，宮島司『会社法概説 第2版』（弘文堂，2000）185頁，森本滋『会社法講義』（有信堂高文社，2001）75頁，竹内昭夫＝弥永真生『株式会社法講義』（有斐閣，2001）389-390頁，龍田節『会社法 第9版』（有斐閣，2003）164頁，龍田節『会社法大要』（有斐閣，2007）177頁，酒巻俊雄ほか『逐条解説会社法 第4巻機関・1』（中央経済社，2008）61頁〔潘阿憲〕，宮島司『会社法』（弘文堂，2020）135頁など。

(11) 西原寛一『商事法研究 第2巻』（有斐閣，1963）143-144頁，大隅＝今井・前掲注(10) 32頁注4，鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法第3版』（有斐閣，1994）229-230頁注4，永井和之『会社法』（有斐閣，1996）120頁，潘阿憲・前掲注(10) 61頁，岩原紳作編『会社法コンメンタール7』（商事法務，2013）85頁〔青竹正一〕など。

(12) 鈴木・前掲注(8) 307頁。

(13) 西原・前掲注(11) 144-145頁。

(14) 大隅健一郎＝鈴木竹雄『商法演習Ⅰ会社』（有斐閣，1960）109頁，〔野間繁〕大隅＝今井・前掲注(10) 31頁。

(15) 北村雅史「判批」商事1105号（1987）38頁。

(16) この見解に対して、会場の変更について、株主に適切に周知させ、新会場への誘導に万全な措置がとられ、出席株主も異議なく変更に応じた場合は、やむを得ない事情が無くても総会決議を瑕疵のないものと扱うべきとの反論がなされている（大隅＝今井・前掲注(10) 32頁注4）。ただし、出席株主の全員を説得して変更に応じさせるのは相当の理由が要されるので、実際上は、やむを得ない事情のある場合にのみ開催場所の直前変更が問題となるとも述べている。

2 変更決議の要否に関する学説

招集通知の発した後、開催場所・日時を変更するためには、招集手続に準ずる手続を要するというのが通説の立場である⁽¹⁷⁾。すなわち取締役会設置会社の場合、招集の決定をするのは取締役会であることから（会社法 298 条 4 項）、取締役会が変更を決定し、代表取締役がこれを執行して株主に通知することを要する⁽¹⁸⁾。

しかしながら、取締役会決議のない場合であっても、代表取締役によって全ての株主に対して変更の通知がなされているのであれば、変更の効力を否定するべきではないとする見解もある（以下「大隅＝今井説」という。）⁽¹⁹⁾。その理由は、一般株主にとって変更が有効であると考えるのは当然であるからである⁽²⁰⁾。

ただ、大隅＝今井説は変更について、取締役会決議を不要としているわけではない。大隅＝今井説も取締役会決議は必要であると述べており、この趣旨は、おそらく、取締役会決議が無くとも決議の効力に影響しないけれども、取締役の責任の問題は生じうるということであろう。

IV 本決定の評価

株主総会招集通知の発した後の開催場所・日時変更の問題について、過去の裁判例は前述の通り総会決議の瑕疵として争っている。調べた限りでは、本件のように総会の開催の差し止めとして争われた事例はなかった。この意味で本件は先例のないものであろう⁽²¹⁾。また、従来の学説にも差し止めに関する議論は見当たらない⁽²²⁾。

(17) 境・前掲注 (10) 38 頁と 41 頁、大隅＝今井・前掲注 (10) 30 頁、大山俊彦『現代商法Ⅱ会社法 三訂版』（三省堂、1995）251 頁、北沢正啓『会社法 第 6 版』（青林書院、2001）316 頁、三枝一雄＝南保勝美『基本会社法』（中央経済社、2004）99 頁、高橋美加ほか『会社法 第 3 版』（弘文堂、2020）122 頁など。

(18) 通説では、取締役会決議のない場合の変更の効力について言及していないけれども、おそらく、少なくとも総会決議の取消事由になるのであろう。

(19) 大隅＝今井・前掲注 (10) 31 頁。

(20) 大隅＝今井・前掲注 (10) 31 頁。

(21) 事後に決議の瑕疵問題として処理する場面では、法律関係の安定性確保の観点と改めて決議を採る場合のコストを考慮する必要があり、容易に瑕疵を認めることができない（特に上場会社の場合）。これに対して、事前の差し止めにはこれらの問題が生じない。従って、事後的に変更を否定することができない場合であっても、事前的には否定できる場合があると考えられる。しかし、以下、本稿において過去の裁判例と本決定の比較について、この事後と事前の差異について考慮しないことにする。

(22) 前掲注 (21) 参照。

以下では、変更の可否及び変更決議の要否に分けて、本決定を検討する。

1 変更の可否について

(1) 過去の裁判例・学説との比較

変更の可否について、本決定は過去の裁判例・学説と同じ結論をとる。株主の権利を侵害する恣意的な変更は認められないとしつつ、招集通知が発した後の変更は不可能ではないとする。

しかし、変更を可能とする理由付けに、異なる点がある。過去の裁判例・学説では、前述のとおり、主に変更の理由と株主の総会出席機会の確保から変更の可否を判断している。これに対して、本決定は本件変更を可能とした理由について、本件総会の運営において変更が有りうることを招集通知に明記した点に求めている。

(2) 本決定の判断について

変更の可否について、本決定は、Xの主張を出発点として、総会招集決議の解釈から本件変更が違法ではないとしている。本決定の解釈に関して、変更に関する記載があることが本件の決め手となるとも評価されている⁽²³⁾。

しかし、これはあくまでXの主張に沿って論じたものにすぎない。本決定は、変更に関する記載がなかったら、本件変更が違法であると判断したわけではない。決定文では明示的に述べられていないけれども、この一文がなかった場合であっても、過去の裁判例・学説のように変更理由と株主の出席機会や議決権の行使などの株主権利の保護から、変更の可否を判断することになる。

2 変更決議の要否について

(1) 過去の裁判例・学説との比較

本決定は、変更の手続について、株主の総会出席機会を適切に確保するための措置が要求される点で過去の裁判例・学説と同じである⁽²⁴⁾。

だが、変更の際に取締役会決議が必要であるか否かについて、本決定は過去の裁判例・学説と異なる立場をとっている。本決定は、本件変更を代表取締役の業務執行の範囲内と判断しているから、取締役会決議が必要ないとの立場である。

(23) 匿名コメント・資料商事 435号 (2020) 144頁。

(24) 本決定では、通知・誘導などの措置について言及していないけれども、株主の議決権の行使を妨げる恣意的な変更が許されないと判示しているから、株主の権利の確保について過去の裁判例・学説と同じ見解である。

これに対して、過去の裁判例・学説は、取締役会決議が必要であるとしている。

そして、本決定は、取締役会決議がないにもかかわらず、総会開催場所・日時の変更が適法とされている。これに対して、過去の裁判例・学説は、取締役会決議によらない株主総会の開催場所・日時の変更を適法とはしてこなかった（少なくとも取締役の責任原因にはなるとされていた⁽²⁵⁾）。

(2) 本決定の判断について

変更決議の要否について、本決定は、前述のとおり、本件変更が総会招集決議の執行役である代表取締役の権限の範囲内であると判示した。これは、過去の裁判例にも学説にもない解釈である。

本件において、代表取締役が開催場所・日時の変更権限（変更の決定権、以下は同じである。）を有する解釈として次の二つの考えがありうる。ア 開催場所・日時の変更決定は業務執行の決定ではなく、業務執行の域内であると解する立場である（以下は「業務執行の域内」とする。）。イ 取締役会の委任によるものであると解する立場である（以下は「変更の委任」とする。）。

本決定では、はっきりと示していないもののイの立場を取っていると読むことができるであろう。以下ではこの二つの解釈を検討する。

ア 業務執行の域内と解する場合

結論からすると、変更の決定を業務執行の域内と解するのは、法規定から見ても決定要旨から見ても妥当ではないと思われる。

まずは、会社法において取締役会設置会社の場合で株主総会の開催場所・日時の決定は、取締役会決議を要すると規定している（298条4項）。変更の決定を業務執行の域内と解釈すると、一旦取締役会で開催場所・日時を決定した後、執行

(25) 取締役会決議のない場合の変更の効力について、裁判例①・通説は、裁判例⑤・大隅＝今井説と逆の立場である。前者によれば、本件において取締役会の決議がないから、変更の効力が否定される。後者によれば、変更は不適法であるが有効である（大隅＝今井説によれば、変更が有効であるけれども、取締役の責任が生じうる。よって、裁判例⑤と大隅＝今井説は同じく変更は不適法であるが有効であると言える。）。

また、本件において、裁判例⑤と大隅＝今井説によれば、本決定と同じ本件変更の効力を否定すべきではないことになる。ただ、その理由について裁判例⑤・大隅＝今井説と本決定との間に差異がある。裁判例⑤・大隅＝今井説によれば、本件変更が有効である理由は、株主にとって変更が有効であると考えるのは当然であるという信頼保護の観点からである。これに対して、本決定の理由は、代表取締役が変更の権限を有することである。

取締役がこれを任意に変更することができることになってしまう。会社法において、開催場所・日時の決定について取締役会決議を要する意味がなくなってしまう。

そして、決定要旨 ii では、代表取締役限りで本件変更を行うことができるかについて、本件定時総会招集決議の解釈によるとし、本件変更が「執行の域」を逸脱するものではないとしている。招集決議の解釈について決定要旨 i と関連付けて理解すると、「執行の域」を逸脱していない理由は、招集通知に変更に関する記載があるからである。

このように、変更の決定を業務執行の決定ではなく業務執行の範囲内と理解するのは適当ではないと考えられる。後述イの説明のとおり、本決定が変更に関する記載を変更決定の委任であると解釈していると理解する方が妥当であろう。

イ 変更の委任と解する場合

会社法において、298条4項（取締役会設置会社の場合）で株主総会の開催場所・日時の決定は取締役会決議が必要と規定しているものの、その変更に関する規定はない。前述の開催変更が可能とされる範囲内での開催場所・日時の変更であれば、代表取締役に委任することができるかと解することは不可能ではない。

それでは、本決定は、変更の委任と判断していると解釈できるだろうか。すなわち、本決定の解釈として、本件において取締役会が新型コロナの影響で総会の運営に、本件変更のように正当な理由があり、開催場所の変更が必要となった場合に、変更の決定を代表取締役に委任していると理解できるだろうか。

これについて、本決定では、明白な委任に関する認定がない。しかし、決定要旨において、代表取締役の権限の範囲は、本件定時総会決議の合理的解釈によって画定されると判示し、本件変更が本件定時総会招集決議の執行の域を逸脱するものとまでは言えないと判断した。前述のとおり、代表取締役限りで本件変更を行うことが「執行の域」を逸脱していない理由は、招集通知に変更に関する記載があるからと理解することができる。

また、招集通知に変更に関する記載があることと、当時日本国内では既に数百人の感染が確認されていることなどの事情からすれば、実際には本件総会招集決議において委任の意思があった可能性が高いと考えられる。

以上により、本決定は、本件変更の決定が取締役会決議による委任を持って、代表取締役が決定権限を有すると解釈されることが可能であると考えられる。こ

のように理解するのは、本件変更が本件定時総会招集決議の執行の域を逸脱するものとまでは言えないとする判断と整合的である⁽²⁶⁾。

※ 本決定の判例研究として、匿名・資料商事 435 号 143 頁、尾形祥・新・判例解説 Watch 商法 136 号、潘阿憲・法教 481 号 115 頁、松下泰浩・ジュリ 1558 号 115 頁などがある。

(龍 鉄)

(26) この点について、尾形祥「本件判批」新・判例解説 Watch 商法 No.136 (2020) 4 頁において、本稿で取り扱っていない争点③善管注意義務違反に関する評釈も同じ意見である。